

令和3年3月31日  
消費者庁

## 消費者基本計画一部改定素案に関する意見募集について

### 1 意見募集の目的

政府においては、長期的に講ずべき消費者政策の大綱である消費者基本計画<sup>※</sup>に基づき、関連施策を推進しております。

令和2年3月31日に、令和2年度以降を対象期間とした消費者基本計画を策定後、コロナ禍における新たな生活様式の実践に伴い、消費生活のデジタル化が加速するなど、消費者を取り巻く環境がこの一年で大きく変化しました。これに的確に対応して消費者政策を推進するため、新しい生活様式の実践に関する部分について、消費者基本計画を一部改定する方向で検討を進めています。

今般、消費者庁において、新しい生活様式の実践に関する部分について「消費者基本計画一部改定素案」を作成しました。

つきましては、この素案について、国民の皆様の御意見を募集いたしますので、御意見のある方は、以下により、御提出ください。

※ 「消費者基本計画」とは、消費者基本法（昭和43年法律第78号）第9条の規定に基づき、政府が消費者政策の計画的な推進を図るため、

①長期的に講ずべき消費者政策の大綱

②消費者政策の計画的な推進を図るために必要な事項について定めた消費者政策の推進に関する基本的な計画です。

現行の計画は、令和2年3月31日に閣議決定され、令和2年度から令和6年度までの5年を対象としています。

### 2 意見募集期間

令和3年3月31日（水）から令和3年4月29日（木）17時まで  
（郵送の場合は同日必着）

### 3 御意見の提出方法

意見提出様式（別紙様式）又は様式の記載事項を全て満たした用紙を用いて、日本語により作成した御意見を、次のいずれかの方法により提出してください。

御意見の提出に当たっては、「消費者基本計画一部改定素案」の該当箇所を明確にした上で、1行につき1意見を記載してください。

なお、インターネット、電子メール又は郵送以外の方法による御意見は受理できませんので、御了承ください。

#### 1 インターネットの場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の意見提出フォームから御提出ください。

#### 2 電子メールの場合

i.basicplan@caa.go.jp 宛て

電子メールの件名を「『消費者基本計画一部改定素案』に関する意見」としてください。

御意見については、別紙様式により提出してください。なお、他の様式により提出する場合は、担当までお問い合わせください。

#### 3 郵送の場合

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館7階  
消費者庁消費者政策課 宛て

封筒表面に「『消費者基本計画一部改定素案』に関する意見」と朱書きしてください。別途、電子データによる送付をお願いする場合があります（提出方法は、上記電子メールの場合の方法を参照）。

#### 4 留意事項

- 1 お寄せいただいた御意見に対する個別の回答は致しかねますので、その旨御了承ください。
- 2 御意見については、提出者の氏名や住所等、個人を特定できる情報を除き、そのまま公表させていただく場合もありますので、あらかじめ御了承ください。
- 3 御記入いただいた氏名、住所、電話番号及びメールアドレスは、御提出いただいた御意見の内容に不明な点があった場合の連絡のためにのみ利用します。

#### 【本件の問合せ先】

消費者庁消費者政策課

恵崎・寺内・谷口・沢田

TEL : 03-3507-9197（直通）

MAIL : i.basicplan@caa.go.jp